

2023年度課題別研修「中南米地域 市場志向型農業振興（行政官）（A）」研修委託契約に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構筑波センター（以下、「JICA 筑波」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、中南米地域の開発途上国から研修員として日本に招いた農業分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、SHEP（小規模農家向け市場志向型農業振興）に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、十勝インターナショナル協会（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、農業分野に関して、学術分野、民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関であり、産学公民から多様な講師を招へいでき）、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023年度課題別研修「中南米地域 市場志向型農業振興（行政官）（A）」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託契約業務概要」のとおり
- (3) 実施期間：2023年5月14日～2023年5月28日（予定）
- (4) 契約履行期間：2023年4月28日～2023年7月28日（予定）
※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。
- (5) 実施形態：本邦プログラム（来日）
本コースは、5月30日～6月2日でボリビアでの在外補完研修を実施予定ですが、本契約に在外補完研修にかかる業務は含まれません。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和04・05・06年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
 - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
 - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平

成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件:

- 1) 本研修委託業務契約は、2023年度に実施する計1回の研修コース全体を対象とする。
- 2) 技術力に関する要件
本研修実施に十分な技術力を有すること。(A4サイズ、1~2枚程度の本コース実施プログラム案を添付のこと)
- 3) 業務執行体制に関する要件
 - ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
 - イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年4月17日(月)午後4時まで
	提出場所	〒305-0074 茨城県つくば市高野台 3-6 (独)国際協力機構 筑波センター研修業務課 電話 029-838-1744 担当:西岡 美紀
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)、同確認書で提出を 求められている資料等
	提出方法	電子メール又は持参又は郵送(郵送の場合は 書留としてください。)
(2) 審査結果 の通知	通知日	2023年4月18日(火)
	通知方法	電子メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	上記(1)提出場所と同じ
	請求方法	電子メール又は持参又は郵送(郵送の場合は 書留としてください。)
	請求締切日	2023年4月19日(水)
	回答予定日	2023年4月26日(水)
	回答方法	電子メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。

- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。
- (12) 各書類について、電子メールでの提出も認めます。メール提出の場合は、下記の両方のメールアドレスへ提出期限最終日午後4時までに必着で送信して下さい。メールタイトルは「【XXX（各書類名）の提出（社名●●）】2023年度課題別研修「中南米地域 市場志向型農業振興（行政官）（A）」に係る研修委託契約として下さい。

■宛先電子メールアドレス：tbicctp@jica.go.jp

◆研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

◇研修委託契約における契約関連書類の押印等の取扱いについて

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_01.pdf

◇別添 押印を省略する場合の様式例

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_02.pdf

※) 機構のシステムでは受信できるメールの容量には制限がありますので1回あたりのメールの容量が4メガバイト以下になるよう、PDFデータを分割するなど調整をお願いいたします。また、圧縮ソフトを用いると機構のセキュリティシステムによりメールが排除されてしまいますのでご注意ください。

以上

**2023 年度課題別研修「中南米地域 市場志向型農業振興（行政官）（A）」
に係る研修委託契約 業務概要**

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

2023 年度課題別研修「中南米地域 市場志向型農業振興（行政官）（A）」

(2) 研修期間（予定）

【本邦研修全体期間】2023 年 5 月 14 日～5 月 28 日

【技術研修（来日研修）】2023 年 5 月 15 日～5 月 27 日

【在外補完研修】2023 年 5 月 30 日～6 月 2 日

(3) 研修員（予定）

1) 定員：20 名

2) 研修割当対象国：アルゼンチン、ボリビア、コロンビア、パラグアイ、ペルー

3) 対象組織：農業普及やアグリビジネス振興に従事する行政機構、NGO、農家組織、大学等

4) 研修員対象者：

1) 農業普及やアグリビジネス振興に従事する中央官公省庁または地方政府の中堅行政官、NGO 職員、農家組織職員、大学教員（市場志向型農業振興に向けた小規模農家支援事業の計画立案及び実施を担う者）

2) 小規模農家支援の計画立案及び実施の実務経験を 3 年以上有する者

(4) 研修使用言語

スペイン語

(5) 研修の背景・目的

世界銀行の「World Development Report 2008」では、農業は開発の重要なツールであり、気象条件などとともに市場アクセスの優劣が貧困率の増減に大きな影響を与えていると述べられており、貧困削減のための手段として小規模園芸農家の市場へのアクセス改善と参入促進が提唱されている。

小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）アプローチは、2006 年から始まったケニア農業省と JICA の技術協力プロジェクトにおいて開発された小規模園芸農家支援のアプローチであり、野菜や果物を生産する農家に対し、「作って売る」から「売のために作る」への意識変革を起こし、営農スキルや栽培スキル向上によって農家の園芸所得向上を目指すものである。JICA は現在 SHEP アプローチを取り入れた活動を、中南米地域を含む世界各国へ展開している。

中南米地域の国々は、相対的に所得水準が高い国が多いものの、国内の貧富の格差は大きい。土地の細分化が進み、零細農家が多くを占めており、農村部の貧困層を形成している。零細農家の多くは未だ市場や技術へのアクセスが限定的であり販路を持っていないのが実態である。このような状況の中、小規模園芸農家が市場へアクセスするために SHEP アプローチを導入することで、零細農家の貧困削減に貢献することが

期待されている。

本コースでは、日本国内の普及／営農指導体制や市場流通システムに関する講義及び視察を通じて、SHEP アプローチの要素と農業普及システムや農産物市場との関係性を考察し、小規模農家の市場志向型農業への意識変革と行動変容を促す SHEP アプローチの理論を習得することを目指す。

(6) 案件目標 (アウトカム)

研修員により作成される小規模農家の市場志向型農業振興のためのアクションプランに基づく活動が、研修員の帰国後 1 年以内に、研修員の所属組織により実践される。

(7) 単元目標 (アウトプット)

- 1) 研修員の母国における園芸作物 (野菜) 栽培／流通／販売システム又はその普及体制における課題が抽出／分析される。
- 2) 「情報の非対称性」の理論と日本における実例を理解し、説明できる。
- 3) 農家の内発的動機 (モチベーション) を高めて活動を持続させるアプローチを理解し、説明できる。
- 4) (1)～(3)をふまえて、1 で検討された問題の解決のためのアクションプラン案が作成できる。
- 5) (4)で作成されたアクションプラン案を、所属組織で具体化し、実践する。

(8) 研修内容

本コースは、本邦、在外補完の 2 つのプログラムから構成される。

1) 本邦メインプログラム (約 2 週間)

講義、討議、演習、視察 (動画視聴) 等を通じ、SHEP アプローチの基本的考え方を理解する。また、各研修員が自身の立場・役割を振り返った上で、SHEP アプローチを推進していくために必要な知識を学び、活用可能なアイデアを引き出し、それを基に各国に適合させたアクションプランを作成する。講義、討議、演習、動画視聴等の詳細は以下のとおり。

- ① 市場志向型農業および SHEP アプローチの基本的な考え方、活動ステップ概要
- ② 日本の農業・農業政策・制度概要、農政の実施体制 (国・県・市それぞれの役割分担)、官民の協力関係、普及手法、農業協同組合・農民組織化、ジェンダー等
- ③ 園芸作物 (野菜) の市場動向把握、生産・流通・販売システムの全体像と主要アクターの役割と視点、アクター間に存在する情報の格差
- ④ 関係者 (とりわけ農家) のモチベーションとスキル・知識を向上させるための活動方法
- ⑤ 日本の事例からの学びのとりまとめ及び自国での活用方法の検討

2) 在外補完プログラム (約 1 週間) ※本委託契約には含まれない。

メインプログラム終了直後に約一週間の期間で在外補完プログラムを実施する。2023年度はボリビアでの実施を予定。内容は以下の通り。

- ① ボリビアで実施中の SHEP アプローチを活用したプロジェクトの関係者との討議や対象地域の視察、市場調査演習を通して、SHEP アプローチの考え方や活動内容の把握
- ② ボリビアでの学びのとりまとめ及び自国への活用方法の検討
- ③ アクションプランの発表

(9) 研修方法

ア. 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。

イ. 演習・実験／実習

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認ができるようにすると共に、応用力も養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。

ウ. 見学・視察

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。

エ. レポートの作成・発表

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、研修後の問題解決能力を高めるように配慮し、あわせて帰国後に具体的な実践の取り組みが推進されるよう努める。各レポートの狙いは以下の通り。

① 課題レポート

自国の小規模農家が参画する園芸バリューチェーン及び小規模農家に対する普及事業の現状と課題、及び想定される課題解決方法について、各研修員が分析・記述したもの。本レポート作成を通じて、研修プログラムの参加の動機付け・問題意識の明確化を目指す。

② デイリーレポート

各講義や演習、視察で学んだ事項を研修員自身が振り返って整理するとともに、各研修員の理解度を確認する。

③ アクションプラン

研修を通じて得られた知識・技術を踏まえ、自国の課題解決のために取り得る対応策を論理的に取り纏めさせるためのもの。最終的には研修員自身の自発的な活動がなされ、所属先もしくは関係組織において承認され、活動が実施されることが期待される。

1) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング (0.5 日)

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日

の翌日に実施する。

イ. プログラムオリエンテーション (0.5 日)

技術研修に先立ち、コースの目的・日程・内容及び方法等につき、説明の上、周知徹底を図り、併せて研修員の要望等を徴取する。

ウ. 評価会・閉講式 (0.5 日)

研修の修了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。また評価会実施後に、閉講式を実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間 (予定)

2023 年 4 月 28 日～2023 年 7 月 28 日

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含む)

(2) 業務の概要

本研修委託業務を受託した法人等は、各研修員が上記「1. 研修コース概要」の(6) 案件目標 (7) 単元目標を達成できるよう、(8) 研修内容に沿って、以下に示す業務を行う。(詳細については、下記の JICA ホームページで公開している「研修委託契約ガイドライン」を参照のこと)

[URL:https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

(3) 業務内容詳細

本邦プログラム

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストやビデオ教材等の選定と準備 (撮影・翻訳・編集・印刷業務含む)
- 10) 講師への参考資料 (テキスト等) の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) コースオリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の各種レポートの取りまとめ
- 17) 研修員作成の技術レポート等の評価

- 18) 研修員からの技術的質問への回答
- 19) 研修の全日程同行
- 20) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 研修コースで使用した講義テキスト、レポート等の JICA 筑波への提出
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返
- 25) 一部研修を遠隔で実施するための手配、準備、実施

事前準備期間

1. インセプションレポート内容の確認
2. 研修員からの問い合わせに対する対応

事後整理期間

1. 研修実施結果の評価・分析（単元目標・案件目標の達成度確認含む）と評価方法にかかると改善策の検討
2. 反省会資料の作成および反省会への出席
3. 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成

（4）本業務に係る報告書の提出

本業務実施分の報告書として、業務進捗報告書及び経費進捗報告書、業務完了報告書及び経費精算報告書を各1部ずつ、以下のとおり指定された期日までに提出するものとする。

提出書類	提出期限
業務完了報告書 経費精算報告書	2023年7月13日

3. 留意事項

- （1） 研修実施の運営にかかる教材・テキストの翻訳・製本の手配については、原則、機構或いは機構が指定する業者を通じて別途行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託者は必要に応じ、これら関連する団体等との調整を行うものとする。
- （2） 本業務概要は予定段階のものであり、詳細については変更となる可能性がある。
- （3） 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照すること。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

2023年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構
筑波センター 契約担当役
所長 睦好 絵美子 様

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2023年度課題別研修「中南米地域 市場志向型農業振興（行政官）（A）」研修委託契約に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

- 1 全省庁統一資格（令和04・05・06年度全省庁統一資格）
登録番号：
- 2 法人概要
※法人概要について記載（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付してください。）
- 3 応募要件
 - （1）基本的要件：
※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載してください。記載しきれない場合は別紙添付でも可。
※「2応募資格」を参照し必要書類を添付してください。
 - （2）その他の要件：
特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以上